

令和4年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 企画提案募集要項

1 趣旨及び目的

既存の仕組み・サービスでは対応できない地域社会における新しい諸課題解決に、自発的に取り組むNPO法人等非営利活動団体を支援するため、沖縄県では、その活動・運営・情報公開等の基盤強化のための、個別相談会の企画及び運営等に係る業務を委託事業として実施します。

2 募集の概要

上記1の趣旨及び目的に基づき、NPO法人等非営利団体の活動基盤強化を目的とした個別相談会の実施及び運営にあたっては、企画提案方式により募集し、独自のコーディネート力を活用した効果的な相談会等の実施が期待できる団体を委託候補先として選定します。

3 業務概要

NPO法人等非営利団体の活動基盤強化を目的とした個別相談会は、NPO法人会計基準、税務、NPO法人運営に伴う登記手続き、事業報告書作成、労務管理などの分野で、NPO法人等非営利団体が、税理士や社会保険労務士等の専門家に、個別に相談する相談会を想定しています。

詳細は「令和4年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務仕様書」を参照してください。

4 委託期間

契約の日から令和5年3月23日までとします。

5 事業予算上限額

事業委託料は、上限額 1,190 千円（消費税込み）とします。（※）

原則として、契約前までに、契約額の100分の10以上の契約保証金の納付を必要とします。ただし、契約保証金の免除となる場合があります。

※ 事業予算は、企画提案公募のため提示する参考金額であり、契約額ではありません。

6 対象とする経費の範囲

事業実施にあたって対象とする経費は、提案する事業を実施するために必要な次の経

費とします。

事業に必要な人件費、諸謝金（専門家等）、消耗品費（感染症予防対策に係る消耗品を含む）、印刷製本費、通信運搬費、募集広告費、計画策定費等。

※ 設備備品等の取得に係る経費は、原則として対象となりません。

※ 食料費は、原則として対象となりません。

7 企画提案者の参加資格

原則として、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること。複数の事業者で事業共同体を構成し事業を実施する場合には、沖縄県内に事務所を有する法人又は団体が1者以上参加していること。
- (2) NPO法人等非営利団体の活動に関する支援を行うためのノウハウを有していること。
- (3) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 県税、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) 定款又は規約等を有し、それに従って組織運営が行われ、団体として独立した経理を行っていること。
- (9) すべての役員が精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと。
- (10) すべての役員が破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (12) 事業共同体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 事業共同体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 事業共同体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ すべての構成員が上記の参加資格（4）から（7）を満たし、いずれかの構成員により（2）から（3）の要件を満たしていること。
 - エ 事業共同体の構成員は、他の共同事業体の構成員として、または単独で本件に応

募していないこと。

(13) 守秘義務を遵守できること。

8 質問の受付・回答書の公表

質問は、「質問票（様式第1号）」により、以下のとおり受け付けます。

質問受付 「募集要項」公表 ～ 令和4年7月4日（月）午後5時（必着）

提出先 沖縄県NPOプラザ（消費・暮らし安全課 県庁3階）

E-mail: NPO-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「質問票（様式第1号）」に記入の上、メールで提出してください。

回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、沖縄県のHP上に掲載します。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、副本5部）提出してください。

- ① 「沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務」企画提案書（様式第2号）
- ② 事業概要書（様式第3号）
- ③ 事業予算書（様式第4号）
- ④ 実施体制概要書（様式第5号）
- ⑤ 定款、規約またはこれに相当する文書
- ⑥ 直近の事業報告書及び収支内容がわかる書類
- ⑦ 事業共同体協定書（様式第6号）※該当する場合に提出

(2) 提出の方法

持参または「簡易書留」で郵送すること。

(3) 提出の期限

提出期限： 令和4年7月11日（月）午後5時（必着）

なお、持参の場合は、受付時間は午前9時から午後5時までとします。（閉庁日を除く）

※受付は令和4年6月29日（水）から開始します。

(4) 提出先： 沖縄県NPOプラザ（子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課）

(5) 提出された書類については、返却しません。

(6) 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。

(7) 言語及び通貨：使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

10 審査

- (1) 審査は、「沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務企画提案審査会」で行い、委託先候補者を決定します。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- (2) 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング実施を行う場合があります。なお、ヒアリングを実施する場合、日時については事前に提案者に連絡します。
- (3) 選考にあたっては、提出書類を基に、次の項目により総合的に審査します。

項目	評価項目	評価点
1	事業目的及び趣旨の理解 (事業目的等を理解した提案になっているか)	10
2	事業の効果 (提案事業は、NPO等の基盤強化が期待できる内容か)	30
3	実現可能性(事業計画、目標、人員等が妥当であるか)	25
4	専門性(応募者は豊富な事業実績を有し、提案事業を適切かつ確実に実施できるスタッフ、業務体制を有しているか)	25
5	予算(事業経費は適切に見積もられているか)	10

- (4) 予算の範囲内において、評価の総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定します。

11 契約の締結

- (1) 県は、審査の結果、委託候補者として選定された者と事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約を締結します。なお事業実施にあたっては、選定された企画提案書の内容を協議、調整の上、変更する場合があります。
- (2) 委託候補者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととなります。
- (3) 契約保証金は委託金額の100分の10以上とし、契約締結前に納付する必要があります。事業を履行し、検査に合格した後、契約保証金は全額返還します。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部が免除されます。
 - ① 受託者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 受託者が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 選定事業に関する基本的事項

- (1) 選定された提案事業については、実施段階において、予算やその他の事情により変更する場合があります。
- (2) 本事業の実施にあたり、県の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはありません。

13 実績報告等

受託者は、事業終了後、速やかにその事業の結果をとりまとめた上、県に報告しなければなりません。

14 問い合わせ先

沖縄県 子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

令和4年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 公募担当（新里）

住所： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 （県庁3階）

電話： 098-866-2187

FAX： 098-866-2789

E-mail： NPO-plaza01@pref.okinawa.lg.jp（沖縄県NPOプラザ）

15 その他

その他、募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに関係条例・規則等に従うものとします。

16 参考

【事業の委託候補の決定までのスケジュール】

質 問 書 提出期限： 令和4年7月4日（月）

企画提案書 提出期限： 令和4年7月11日（月）

審査（選定）結果通知： 令和4年8月上旬（予定）